

Title	特集1：インターネット時代のメディア法の行方II
Sub Title	
Author	鈴木, 秀美(Suzuki, Hidemi)
Publisher	慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
Publication year	2022
Jtitle	メディア・コミュニケーション：慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要 (Keio media and communications research : annals of the Institute for Journalism, Media & Communication Studies). No.72 (2022. 3)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	特集1：インターネット時代のメディア法の行方II
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1121824X-20220300--003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

特集 1：インターネット時代のメディア法の行方Ⅱ

慶應義塾大学メディア・コミュニケーション研究所
教授 鈴木秀美

本プロジェクトは、2016年度からの3年間の活動に続いて、2019年度から3年計画で、「インターネット時代のメディア法の行方Ⅱ」として第2期の活動を進めてきた。本号特集は、その成果の一部を取りまとめたものである。

従来、マス・コミュニケーションの分野では、放送に限って特殊な法規制が課されてきたが、近年の技術革新によってインターネットによる動画配信が広く視聴されるようになり、放送法制における「放送」と「非放送」の区別を再考する必要性が生まれている。また、スマートフォンの普及によって誰でも簡単にソーシャルネットワークサービス(SNS)により情報の発信・受信が可能になった。個人のコミュニケーションとマス・コミュニケーションという従来の区別は、それによってますます不明確になっている。そうしたなかで、SNSで投稿されるヘイトスピーチや名誉毀損的表現によるモラルの粗暴化、いわゆるフェイクニュースによる世論操作、そして「フィルターバブル」による公共圏の断片化などが問題になっている。このような状況は、日本に限らず多くの国に共通しており、各国の対策に加えて、グローバルな取組みも必要になっている。

このような問題状況の中で、鈴木論文は、ドイツ SNS 対策法の 2021 年改正の概要を明らかにしている。2017 年に制定された SNS 対策法は、ヘイトスピーチや名誉毀損的表現を主たるターゲットとし、世界に先駆けて SNS 事業者に違法な投稿の削除、そのための苦情対応手続の整備、苦情対応状況の報告などを義務づけた。2021 年改正では、対策の効果を高めることと、利用者の SNS 事業者に対する権利の強化が目指された。

杉原論文は、「放送」と「非放送」の区別をめぐるドイツの議論を、コンテンツのライブストリーミング配信に対する法規制に焦点をあてて検討している。ドイツでは「放送」と「テレメディア」の区別を前提に、オンライン・コンテンツは原則的にテレメディアであるが、コンテンツのライブストリーミング配信は例外的に放送とされている。2020 年のメディア州際協定改正も踏まえて、この分野の法規制の最新動向が明らかにされている。

水谷論文は、選挙候補者のアカウント凍結に罰金を科す 2021 年のフロリダ州法に対する連邦地裁の仮差止命令を手がかりに、ソーシャルメディア・プラットフォームによる、投稿されたコンテンツに対する削除やアカウント凍結による適正化(コンテンツ・モデレーション)の機能について、表現の自由の観点から分析している。

村上論文は、エストニアの裁判所が、ニュースポータルサイトのコメント欄への匿名ユーザーによる名誉毀損的表現の投稿について、ニュースポータルサイトに賠償責任を負わせたことが、表現の自由に違反しないと判断した 2015 年の欧州人権裁判所大法廷判決を手がかりに、この判決の射程を検討するとともに、日本との比較も行っている。

いずれも日本でも議論されているテーマであり、社会背景や法制度の違いを考慮するとしても、日本のメディア法研究に有益な示唆を与えることができるのではないかと自負している。なお、来年度から3年間、これまでに得られた知見を踏まえて「インターネット時代のメディア法の行方」について、第3期のプロジェクトを継続していく予定である。